

---

# 再審法改正はなぜ進まないか

村井敏邦

一橋大学・龍谷大学名誉教授

---

## 現行再審制度の成り立ちと有様

現行の再審に関する規定は、刑事訴訟法第4編に規定されている435条から453条のたったの19か条である。その数の少なさもさることながら、内容的にも極めて貧弱である。

このような現行再審制度の原型は、旧刑訴法にある。現行刑訴法の再審規定は、旧刑訴法をそのまま受け継いだものである。したがって、現行再審法の貧弱さは、旧刑訴法以来のものであるということになる。

ただし、特筆すべきは、その成り立ちから再審制度は、被告人の利益のために認められる制度とされてきたことである。旧刑法以前は、一時期、利益、不利益にかかわらず再審を認めるという制度が採用されたこともあるが、それは短期間で終わり、とくにフランス法の影響を受けるようになると、再審は被告人の利益のための制度、冤罪救済の制度として認められ、現在にまで続いている。

## 再審事件の歴史

「確定判決の利益」から「再審請求人の利益」への転換

「ラクダが針の穴を通るより難しい」—再審請求が認められ、確定有罪判決が取り消されることの難しさは、そのように表現されてきた。刑事裁

判では、「疑わしきは被告人の利益に」が原則とされている。有罪を立証するのが検察官の責務とされ、弁護人側は無罪を証明する必要はない。検察官が有罪立証に失敗すれば、無罪の判断がなされる。これが刑事裁判の原則である。

しかし、有罪が確定すると、これが逆転して無罪を主張する者がみずから無罪であるという証拠を見つけ、それを裁判所に認めさせなければならぬ。そのように理解されていた。「被告人の利益に」ではなく「確定判決の利益に」となっていた。戦後起こされた再審請求で、再審開始となった記念すべき事件は、「昭和の巖窟王」事件と称される事件であるが、事件そのものは大正時代に発生したもので、被告人は当初から無罪を主張しており、有罪確定後も無罪を主張して、再審開始を求め続けた。仮釈放後、被告人は真犯人を見つけて、罪を擦り付けて申し訳ないというわび状を書かせ、それを証拠として裁判所に再審請求を行ったが、裁判所は請求を棄却した。第二次大戦中も無罪を主張して闘い、戦後、1960（昭和35）年に名古屋高裁が初めて再審開始決定を出し、3年後の1963（昭和38）年2月28日にやっと無罪判決が出た。

戦後発生した弘前大学教授夫人殺害事件も、真犯人が現れて、事件発生から30年経過後、仙台高裁の再審開始決定があり、再審無罪となった。

## 再審にも「疑わしきは被告人の利益に」原則の適用を

再審実務の上記の状況に対して、実務家・研究者が変革のために立ち上がった。ドイツの学者で誤判研究の第一人者であるカール・ペータース博士を招いて、再審制度の改革をしようということになった。ペータースは「疑わしきは確定判決の利益に」という標語の創始者ともされていたので、ペータースから直接に、その真意を聴こうということになり、1973年11月12日、13日に学士会館で開催された日本刑法学会第47回大会に招いた。ペータースは、「再審法の改革」という特別講演を行った。この講演において、ペータースは、「再審とは法の過程における例外なのではなく、正義と法的安定の観点からして一定の場合に予定された法現象である」と述べた。また、『「疑わしきは被告人の利益に」の原則は、適法性ならびに理由有無の判断に適用されないということがいわれており』とは述

べたが、「しかし、どの程度の明白性が要求されるべきであるかの問題は未解決」とし、「私自身の考えは、新たな事実ならびに新たな証拠に基づいては公判をくり返えずに『十分な理由』が出てきた場合に、それで十分だと考えています」とした。これは、それまで再審においては「疑わしきは確定判決の利益に」の原則であるべきだとするのが、ペータースなどドイツの通説的理解であるとされていた日本の認識とは明らかに異なるものであった。法的判断には「疑わしきは被告人の利益に」原則の適用はないとするだけで、新証拠の明白性の事実判断においては、その原則の適用が排除されていないということを明言したと評価できる話であった。

ペータースの特別講演は、「疑わしきは確定判決の利益に」がドイツでの通説であるというのが誤解であり、むしろ確定力を強調するのではなく、再審は例外ではないことを示すものであり、再審の門戸を広げる改革をすべきとする方向に力を与えるものであった。

この特別講演の後、共同研究「再審制度の検討」が持たれ、再審への「疑わしきは被告人の利益に」原則の適用の問題が議論された。この共同研究の後、再審制度の研究に本格的に取り組むための研究会を設置することが確認され、翌1974年春に刑事再審制度研究会（代表・嶋良弼）が発足した。これを契機として、再審研究は飛躍的に発展した。その過程で、再審にも「疑わしきは被告人の利益に」原則の適用を主張する声が大きくなった。

## 白鳥決定

そうした中で、1975年5月20日、白鳥決定が出た。この決定において、最高裁第1小法廷は、刑訴法435条6号にいう『無罪を言渡すべき明らかでない証拠』であるかどうかの「判断に際しても、再審開始のためには、確定判決の事実誤認につき合理的疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用される」という、画期的な判断を示した。

この鉄則の適用を認めることによって、それまでは、新証拠だけで無罪とするだけの証明力を持つかを評価する孤立的評価から、「右の明らかでない証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中

に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき」として、新証拠と旧証拠との総合的評価を行うべきことを明らかにした。

## 白鳥決定後

### ① 死刑再審 4 事件について

白鳥決定直後の 1976 年に財田川事件について最高裁が再審請求棄却決定を取消し・差し戻し決定、1979 年再審開始決定、1979 年に免田事件と松山事件、1986 年に島田事件と、死刑判決が確定した 4 事件について再審開始決定が出され、4 事件ともに、再審公判において無罪判決が下された。

このうち、財田川事件の最高裁の判断（最一小決 1976（昭和 51）年 10 月 12 日刑集 30 卷 9 号 1673 頁・財田川決定）は、「疑わしきは被告人の利益に」原則を具体的に適用して再審開始請求を認めたのみならず、「この原則を具体的に適用するにあつては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるのである」と、白鳥決定の趣旨をより一層具体化した。

また、白鳥決定が「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば」としたため、旧証拠によって形成された心証を引き継いだうえで新証拠を投じた判断を示した（心証引継ぎ説）と解する余地もあった。しかし、財田川決定は、「再審請求をうけた裁判所が、特段の事情もないのに、みだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とするものでもない」とすることによって、全証拠を再評価して独自の心証によって判断する（全面的再評価説）ことを明らかにした。

このように、財田川決定は、白鳥決定のもっていた曖昧なところを具体的に解決したという点で、大きな意義をもっていた。

## ② その他の事件

死刑再審4事件以外にも、再審が開始され、無罪判決が確定した事件がある。1976年、弘前事件、加藤老事件、米谷事件、1980年、徳島事件、滝事件、1982年、梅田事件、1983年、松尾事件、1989年、貝塚事件、1993年、榎井村事件である。

しかし、2001年に福岡覚せい剤密輸事件で福岡地裁の出した再審無罪判決が確定するまでは、1993年以降、再審の門戸は再び閉ざされた。福岡地裁の無罪判決後も、2011年の布川事件の再審無罪確定に至るまで、再審の扉は固く閉ざされていた。

白鳥決定後、名張事件、日産サニー事件では、一度は再審開始決定が出たが、検察官が不服申し立てをして、裁判所がこの申し立てを認めて、再審開始決定が取り消されている。

1980年12月12日に死刑が確定した袴田事件では、1981年に起こされた第一次再審請求は棄却されたが、2008年に起こされた第二次請求については、2014年3月27日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）が再審開始と拘置・死刑の執行停止とを決定した。この決定の中で、静岡地裁は、証拠が捏造された疑いがあると指摘した。

しかし、この再審開始決定に対しても、検察側が即時抗告をし、東京高裁は、2018年6月11日、開始決定を取り消した。これに対して、弁護側が最高裁に特別抗告をし、2020年12月22日、最高裁第三小法廷は、東京高裁を取り消し、審理不尽で事件を東京高裁に差し戻し、現在なお、東京高裁で審理中である。

このように、白鳥決定によって、広がったかと思えた再審の門戸も再び狭くする裁判所の判断が出ると共に、狭い門戸を突破して再審開始が出て、検察官が不服を申し立て、裁判所がこの検察官の申し立てを認めることによって開始決定が取り消されるという事態が発生している。

さらには、帝銀事件、牟礼事件、丸正事件、波崎事件、江津事件、山本老事件、晴山事件などのように、請求人が死亡して再審請求が継続できなくなった事件も多い。

こうしたところから、再審制度が冤罪救済の手段として機能しているか、冤罪救済の手段として機能させるためには、どのようなことが必要か

などの根本的問題が議論され、冤罪被害者が立ち上がって、2019年に「冤罪被害者の会」が創設された。また、市民の間にも、再審法を改正すべきであるという声が上がリ、同年に「再審法改正をめざす市民の会」が立ち上げられた。

## 再審法の問題点

現行法には、再審に関する規定が刑事訴訟法の第4編に435条から453条の19条だけである。435条には、「再審の請求は、……有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。」と、有罪の言い渡しを受けた者の利益にのみ再審請求を行うことができるとして、有罪の言い渡しを受けた人の救済の制度であることを明らかにしている。しかし、原則規定はこれだけで、再審開始決定があった場合に、検察官の即時抗告を制限していない。すでにみたように、長い再審請求の後、やっと再審開始決定が出て、検察官が不服を申し立て、上級審において開始決定が取り消されるという事件が続出している。最近の事件では、大崎事件が三度の再審開始決定を受けながら、検察官の不服申立てのために、すべて取り消されている。

通常審の事件でも、検察官上訴には、刑事訴訟の原則である二重の危険の法理に反するのではないかという議論がある。まして、再審はあくまでも有罪の言い渡しを受けた人のための最後の救済制度である。通常事件のように、検察官が当事者となっているのではない。当事者でもない検察官が決定に対して不服を申し立てる権利があるというのは、はなはだ不思議なことである。

さらに、袴田事件のように、検察官の証拠捏造というのは言うに及ばず、再審事件において検察官が有罪を受けた人にとって有利な証拠を隠して出さないというのは、いわば日常茶飯に起きている。通常事件の場合には、最近では証拠開示の制度改革が行われ、かなりの程度に証拠開示制度は改善された。しかし、再審については、法制審議会においても将来の課題とされていて、いまだに証拠開示が認められていない。そのため、再審請求の多くにおいて、検察官に証拠の開示を求めても、それが認められず

に、有罪をくつがえす証拠が検察官の手元に残されたまま、再審請求人は闘うことを余儀なくされている。

検察官に再審開始決定への不服申立てを認めていることと証拠開示の規定がないことが、現行再審法の最大の問題であるが、その他にも問題はある。筆者自身が再審事件を手掛けてみて、感じたことは、現行法では再審を申し立てた場合に、その申し立てがどのように処理されるかについての手続き規定があまりにも貧弱であり、そのため、裁判官の意のままになるという感じを受けた。

また、再審制度の基本原則が規定されていないことも、上記の問題の根本にあると思われる。とくに、白鳥決定で闡明（せんめい）された「疑わしきは被告人の利益に」原則の適用が再審にもあるということが、規定上明らかにされる必要がある。

## 再審法改正の動き

### 日弁連 再審法規改正要綱

既述のように、現行法は、有罪の言い渡しを受けた人にとって不利益な再審を認めていたそれまでの再審法と違い、利益再審のみを認めることにしている。しかし、その他の規定は旧法のままであったために、旧法時代の理解が裁判実務を支配し、再審請求人の利益にではなく、確定判決の利益にという解釈がまかり通った。そのため、上述のように、再審の門戸を狭く閉ざす結果となっていた。

この実務の動きを変革するには、規定そのものを変える必要があるというのが、再審法改正を求める運動の第一の動機である。

再審法の改正を求める初期の動きとして注目されるのは、日弁連が1962（昭和37）年7月に発表した再審法規改正要綱である。この改正要綱において、日弁連は次のような7項目にわたる提案を行っている。

- ① 刑訴法437条本文中、「その事実を証明して」を「その事実を証明すべき証拠を提出して」と改める。
- ② 再審請求の管轄を請求人の選択によって直近上級裁判所に委ねることができるようにする。



- ③ 再審請求権者に、日弁連・各単位弁護士会会長を加える。
- ④ 再審請求の審判にあたって口頭弁論を開くことができる特例を設ける。
- ⑤ 刑訴法 447 条中、「同一の理由」を「前項の決定で審判した事実及び証拠」に改める。
- ⑥ 再審開始決定に対する不服申し立てを禁止する。
- ⑦ 棄却決定に対する特別抗告理由として重大な事実の誤認を加える。

以上の提案のうち、③は有罪の言渡しを受けた人やその親族が死亡その他の理由によって見当たらない場合への対応として提案されたものである。また、⑦は、再審開始決定があっても検察官による不服申し立てによってそれが棄却されるという事態をなくすための、切実な要請を反映したものである。

日弁連のこのような提案にもかかわらず、一向に再審法改正が国会で審議されることがないまま、今日まできている。

## 市民による再審法改正の動き

再審法改正のためには、法律家だけではなく、市民からの声が必要不可欠ということで、前述のように 2019 年 5 月 20 日、裁判官や弁護士、研究者だけではなく、冤罪被害者の会の代表や映画監督なども加わった「再審法改正をめざす市民の会」が結成された。

この会は、再審のルールとして、最小限、以下の三つが必要であるとして、そのための法改正をめざしている。

- ① 再審のためのすべての証拠開示
- ② 検察官の不服申し立ての禁止
- ③ 再審における手続きの整備

この会を中心とした活動に加えて、全国の地方自治体の議会で、再審法改正を求める決議が上げられている。

## 再審法改正の滞りの理由

再審法改正を求める声は高まりつつある。市民の間にも、地方議会においても、再審法改正を求める決議が起こされている。しかし、依然として



再審法改正は法務省においても、国会においても具体的な形での進展はない。冤罪を訴える人々の中には老齢化が進んでいる人もいる。一日でも早くその声が裁判所に届き、再審が開かれることを望みつつ、再審法改正の運動をしている人は多い。

再審法改正への具体的な動きは、何故進展しないのか。その根底には、多くの人の中にある安定志向が働いているからではないか。司法において有罪が確定したものをなぜひっくり返すのか。裁判官が有罪だと判断した事件を後になって無罪だとすることは、司法の権威を貶めることではないか。

こうした言葉は、同窓会などで筆者の友人から発せられることが多い。そこには、さらに、自分は刑事裁判で裁かれる立場にはならないという思いと、その裏腹に、犯罪の被害者にはならない、なりたくないという思いがあるためではないだろうか。

安定志向と被害者感情とがあいまって、再審の門戸を広げることへの人々の抵抗感が生まれていると思われる。

## どう打開するか

一般の人々にある抵抗感をどのように乗り越え、再審の門戸を拡大する方向での法改正を実現するか。これは、そう容易なことではない。しかし、冤罪被害者の痛みを自分のものとして感じたときに、多くの方は冤罪からの救済の大切さを知ることになるだろう。司法は絶対ではない。裁判官も誤った判断をする。これは、ある意味で当たり前のことであるが、多くの人にとっては、当たり前でないのかもしれない。裁判官への信頼感は、冤罪の被害者の中にも、かなり強くあり、そのため冤罪の発見を遅くしている面があることは、多くの冤罪事件で目にするのである。

裁判官の判断の誤りが長い間の不当な拘束につながり、身体的、精神的苦痛を生じさせることへの気づきは、そのことを経験した人の声に耳を傾けることによって得られる。

そうした点からは、冤罪被害者の会が発足し、そこに結集する人たちの声が社会に反映されることによって、再審制度の改正は進展する。

法案を作成し、制度を変えていくのは、法制度的には国会議員である。この人たちには、冤罪被害者の経験に謙虚に耳を傾ける姿勢がより強く求められる。

地方議会での再審法改正を求める決議が積み重ねられ、中央官庁や国会を包囲するという事態が生じることは、決して夢ではない。